

各障害児（者）施設・事業所の長 様

埼玉県福祉部障害者支援課長
平 明夫（公印省略）

令和6年度福祉・介護職員処遇改善加算等の実績報告書の提出について（通知）

本県の障害福祉行政につきまして、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分）に福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算及び福祉・介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算等」という。）を取得した施設・事業所は、下記により実績報告書の提出をお願いします。

なお、この通知は全施設・事業所に御送付していますが、令和6年度に処遇改善加算等
を取得していない施設・事業所は、実績報告書を提出する必要はありません。

記

1 提出書類

障害福祉サービス等処遇改善実績報告書（①または②のいずれかを提出）

- ① 別紙様式2または別紙様式6により計画書を作成・提出した事業所
→別紙様式3-1、3-2及び3-3を記入・提出してください。
- ② 別紙様式7-1により計画書を作成・提出した事業所
→別紙様式7-2を記入・提出してください（計画書と同じファイルです）。

2 様式及び提出方法

(1) 様式の掲載場所

「埼玉県ホームページ」→「健康・福祉」→「障害者（児）福祉」→「障害者福祉施設」→
「事業者の指定・届出手続き」→「【障害福祉】福祉・介護職員処遇改善加算等について」
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/siteitetuduki/syougai-syoguukaizen.html>

※昨年度の様式とは内容が異なりますので、必ず新しい様式を御使用ください。

(2) 提出方法

【令和6年度福祉・介護職員処遇改善加算等の実績報告書の提出について】

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=96179

報告書は上記電子申請・届出サービスから提出します（郵送不可）。提出の際は、手続き名が「令和6年度福祉・介護職員処遇改善加算等の実績報告書の提出について」であることを御確認のうえ、「利用者登録せずに申し込む方はこちら」から御提出ください。

3 提出期限及び留意事項

(1) 提出期限

令和7年7月31日（木）（厳守）

(2) 留意事項

- ① 費用弁償的に支払ったもの、労働の対価ではなく恩給的（結婚祝金等）に支払ったもの等は賃金改善額として認められません。
- ② 「賃金改善額」 $\geq$ 「処遇改善加算額」となっているか、提出前に御確認ください。
- ③ 「賃金改善額」 $<$ 「処遇改善加算額」となっていることが判明した場合、一時金や賞与等として早急に支払い、当該改善額も含めた実績報告書を提出してください。
なお、加算の算定要件を満たさない場合は、不正請求として全額返還となります。
- ④ さいたま市、川口市、川越市、越谷市、和光市に事業所があり、当該事業所で令和6年度に処遇改善加算等を取得した法人は、各市にも実績報告が必要です。
各市の定める様式及び提出方法にて御報告ください。

4 お問い合わせ先

(1) 社会福祉法人・NPO法人

障害者支援課 施設支援担当

電話：048-830-3314

(2) 上記(1)以外の法人（営利法人、一般社団法人等）

障害者支援課 地域生活・医療的ケア児支援担当

電話：048-830-3317